平成２２年（フ）第３号
熊本県天草市浜崎町12番10号　サンハイツＣ101
破産者　森田　鶴子（旧姓長井）
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１２７号
大分県臼杵市野津町大字野津市178番地の２
破産者　芦刈　聡一
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７５０号
宮崎市田野町甲13643番地12　森下末男方
破産者　錦織　輝一
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南12756番地１、開始決定時の住所宮崎県児湯郡川南町大字平田6071番地１　南中須住宅２―122号
破産者　川越　億良
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８号
鹿児島県奄美市住用町大字山間242番地１
破産者　市田英一郎
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９２号
大分県日田市南元町22番27号すみれ荘201号
破産者　穴井　孝樹
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第３３８６号
北海道石狩市花川南３条３丁目90番地　山谷方、開始決定時の住所札幌市北区新琴似11条16丁目12番21号
破産者　伊藤　敏明
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５２号
札幌市南区中ノ沢５丁目２番７号
破産者　工藤　　猛
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１５号
北海道亀田郡七飯町字大沼町211番地
破産者　城戸口あや子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６３号
仙台市青葉区国見６丁目41番37号　エステートピア国見Ａ棟205、申立時の住所仙台市泉区上谷刈６丁目８番25号　リューレントホンゴウⅠ―103
破産者　千葉　弘行
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
宮城県亘理郡亘理町字狐塚111番地２
破産者　佐々木明美
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
宮城県岩沼市里の杜３丁目18番20号
破産者　大場　昌彦
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
仙台市泉区南中山１丁目27番地の158
破産者　井上　喜以
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１５８号
栃木県栃木市大平町下皆川2003番地８、従前の住所栃木県栃木市境町14番７号
破産者　井澤　正幸
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２６号
栃木県小山市城東５丁目９番11号　プラシード城東301号
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第８０７号
大阪府岸和田市春木旭町11番21号
破産者　谷口　俊博
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
大阪府貝塚市堀２丁目22番11号
破産者　大西由美子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
大阪府岸和田市包近町1387番地
破産者　清原　史好
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県加古川市別府町新野辺479番地の10
破産者　安井　宏之
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部